

令和8年2月19日

一般社団法人吉田町まちづくり公社 理事長 塚本昭二 様

吉田町議会議長  
増田剛士



議会だよりの産業建設常任委員会報告について（回答）

日頃より吉田町のまちづくり及び各種施策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年1月19日付け貴公社よりいただきました「議会だより第120号に掲載した産業建設常任委員会報告」に関する照会につきまして、吉田町議会として次のとおり回答します。

はじめに、委員会報告記事に間違っただ記や不明瞭な表記及び誤解を招く記載などにより、貴公社において様々なお懸念を抱かれる結果となったことについて、議会としても重く受け止めております。議会だより記事の表現については、今後の議会広報の改善に生かしてまいります。

当該委員会報告は、令和7年10月30日の視察を踏まえ、産業建設常任委員会として協議の上、委員会の所見及び問題意識を整理し掲載したものであり、特定の団体の活動や存在意義を否定することを目的としたものではありません。

以下、御照会の各事項について回答いたします。

記

- 1 「限られた予算・マンパワーの中で思い切った取り組みが期待できない。」との記述について

本記載は、貴公社が限られた予算及び人員体制の中で様々な工夫と努力を重ねていることを否定する趣旨ではありません。

当委員会は、貴公社の設立目的としての「にぎわいづくりの中間支援」として、シーガーデンをはじめとする町内各所の魅力探訪に人々をいざない、町のさまざまな魅力を発信する多様な役割を担う機関として認識しております。

貴公社より説明を受け、現状の予算や人員体制での活動に貴公社の努力を感じ取り、今以上の役割を担っていただくためには、更なる予算措置が必要であるとの趣旨で行政のチェック機能を担う立場から記載したものです。

- 2 「よしまちべっぴんの公募の3分の1は町外である。」との記述について

「よしまちべっぴん」制度は、吉田町内の特産品をよしまちべっぴん認定審査委員会が「よしまちべっぴん」として認定した商品を町内外の方に周知し、吉田町の魅力発信を進める事業と認識しています。その商品に対して応募された方々の3分の1が町外から

であり、吉田町の魅力発信に寄与していると認識しています。記載内容が不適切であり、誤解を与える記載であったことを認めお詫びします。

3 「景観形成として公社の役割としてはどうか。」の記述について

現在実施している個々の事業の意義や必要性を否定する趣旨ではありません。

「湯日川堤防と保安林敷地の除草作業」及び「川尻防潮堤周辺一帯のシーガーデン管理業務」を行い、景観形成に努めていることについては大変ありがたいことだと感じています。

河川堤防の除草は町、防潮堤は国の管理であることから、景観形成の必要性を考慮し、町全体の体制の中で整理する必要があるのではないかとこの役割分担の観点からの記載であり、行政のチェック機能を担う立場から記載したものです。

4 「司令塔となる場所が必要と考える。」の記述について

本記載は、貴公社に司令塔機能がないとする趣旨ではありません。

町のまちづくりに関する施策や観光施策について、貴公社や観光協会、商工会など関係する諸団体を横断的に調整し、戦略的に推進する司令塔機能を町全体としてどこが担うのかをより明確にすべきではないかとの町当局への問題提起として記載したものです。

5 「公社と商工会の協力は不可欠ではないか」の記述について

吉田町商工会は貴公社の運営に携わっている組織であり、「よしサポ」の事業を始めとして密接な関係であることは承知しています。上記4の回答で示しましたように、将来的な取り組みの中で、中心となるであろう団体の協力は不可欠であるとの考えから示したものです。他の団体を排除したり限定したりする意図はありません。当日貴公社及び商工会を視察させていただき、お話を直接伺えたこともあり、両団体の連携がより深く強固なものになればありがたいとの思いから記載したものです。

6 「町は、町づくりの名にふさわしい施策を指示すべきではないか。」の記述について

貴公社が現在担っている事業を否定するものではありません。町が進めている「まちづくり」の一翼を貴公社が担っていることを承知したうえで、町の「まちづくり」の全体戦略及び方向性を町はより明確に示す必要があるのではないかとこの町当局への問題提起として記載したものです。

7 議会だよりの文書責任者について

本記載は、産業建設常任委員会の意見をまとめ、委員長である大石巖議員が作成したものです。

議会広報特別委員会で誤字脱字などをチェックし、加筆・修正を行い決定しました。各委員会原稿構成のルールは特に定めていないため、各委員長に任せており、原稿は妥当と判断し、発行しました。

## 8 町議会としての総括的意見

委員会の所管事務調査における視察は、調査案件に沿って先進事例や現状を現地に赴き説明を受け、調査案件に資するために行うものであり、視察先の評価をするものではありません。

このたびの議会だよりの記載表現が貴会社のイメージを損なう表現とのご指摘を真摯に受け止め、お詫び申し上げます。今後は、議会広報の在り方、議会だよりの記事内容の精査に努め、誤解や不信感を与えることのないよう努めてまいります。